

戦略ワーキンググループの設置について（案）

平成 28 年 1 2 月
高速炉開発会議

1. 目的

我が国の高速炉開発を進めるにあたって、今後 10 年程度の開発作業を特定する「戦略ロードマップ（仮称）」の策定に向けて、実務レベルで技術的な検討を行うため、高速炉開発会議の下に「戦略ワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という。）」を設置する。

2. 構成等

- (1) 本ワーキンググループは、高速炉開発会議のメンバーの所属する組織の実務担当者と構成する。
- (2) 本ワーキンググループは、必要に応じて、(1) に掲げる者のほか、関係事業者、有識者等の参加を求めることができる。

3. 庶務

会議に係る庶務は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課が行う。

4. その他

- (1) 本ワーキンググループは、原則として公開する。
- (2) 本ワーキンググループの設置については、原子力関係閣僚会議における「高速炉開発の方針」の決定をもって効力を生じるものとする。